

航空機産業認証取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 航空機産業認証取得支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、公益財団法人室蘭テクノセンター補助金等交付規程に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、室蘭市内企業者の航空機関連産業への新規参入及び事業拡大を支援するため、予算の範囲内において、JISQ9100又はNadcap（以下「国際認証等」という。）の取得に係る経費の一部を補助することにより、室蘭市内企業の競争力強化を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) JISQ9100 国際航空宇宙品質グループ (IAQG: International Aerospace Quality Group) による国際統一規格である航空宇宙品質マネジメントシステムの日本工業規格をいう。

(2) Nadcap PRI (Performance Review Institute) が運営する航空宇宙産業における特殊工程管理の国際認証プログラムをいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、室蘭市内に補助事業を実施する事業所を有する事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表のとおりとする。ただし、最終審査日より2年以上前の取組に要した経費は除く。

(補助率及び補助上限額等)

第6条 補助額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、150万円を上限とする。

2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、国際認証等を取得したとき、又は国際認証等の取得に係る最終審査が終了したときは、遅滞なく、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に必要書類を添付して、公益財団法人室蘭テクノセンター理事長（以下「理事長」とい

う。)に提出するものとする。

(交付決定及び補助金の額の確定)

第8条 理事長は、前条の規定による申請があった場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請内容が適正であると認めたときは、予算の範囲内において交付決定及び補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助金の支払を受けようとする者は、前条の確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、請求書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

別表

国際認証等の種類	補助対象経費
JISQ9100	申請料(申込料) 審査料(書類審査、予備審査、本審査の各審査費用) 認証料(初回登録料) 認証取得に直接必要な研修費 コンサルティング費
Nadcap	申請料(申込料) 審査料(書類審査、予備審査、本審査の各審査費用) 認証料(初回登録料) 認証取得に直接必要な研修費 コンサルティング費 翻訳料 通訳料